

成蹊大学 法科大学院

- I 教育理念・目的
- II ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）
- III カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）
- IV アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

I 教育理念・目的

成蹊大学法科大学院（大学院法務研究科）は、成蹊教育が建学の理念として設立当初より中核としている「人格の陶冶」を法曹養成教育においても理念とするとともに、社会に対する深い見識ならびに法学の専門知識と正義に根付いた法的倫理観を兼ね備えた優秀な法曹を世に送り出し、よりよき社会を構築していく一翼を担うことを、法科大学院の設立目的としています。

これら法曹養成教育の理念を実現するため、「高度な実践能力を有する法曹を養成するため、法理論と法実務を架橋した教育により、問題解決能力及び法曹倫理を修得させ、かつ、関連分野の基礎的素養を涵養する」ことを人材の養成に関する目的としています。

II ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

成蹊大学法科大学院は、教育理念・目的に掲げる人材として、次に掲げる知識・能力・資質を備え、高度専門職業人たるにふさわしい学生に、法務博士（専門職）の学位を授与します。

- ① 法的知識として、基礎的7法分野*の深い理解に加え、少なくとも1つの専門法分野（国際関係法、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法など）ならびに涉外・企業法務についての基礎的知識を身につけており、これらの分野での必要十分な法令・判例の情報を迅速かつ精確に調査できる。

※ 憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法

- ② 専門的な法的知識や技能を実践的に活用できる能力を備えるとともに、社会に生起する様々な事象に対して問題を発見し、解決する能力を身につけている。
- ③ 人の気持ちや痛みを理解でき、豊かな人間性と深い洞察力を基礎とした法曹としての高い倫理観を身につけ、社会の多様な分野で活躍することができる。また、法曹としての使命と役割を十分に認識し、それを履行する責任感を持っている。
- ④ 法律相談、事実関係の調査、尋問、和解交渉などで必要となる表現力、説得力及びコミュニケーション力を身につけている。

III カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

成蹊大学法科大学院は、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・能力・資質を身につけるために必要となる科目を体系的に配置するため、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の4つの群からなる教育課程を編成し、実施します。

（1）各科目群における教育目的及び身につく知識・能力・資質

① 法律基本科目

公法（憲法、行政法）、民事法（民法、民事訴訟法、商法）、刑事法（刑法、刑事訴訟法）の基本3分野7科目について、段階的・系統的に学修することを通じて、各分野の確かな法理論と実務への応用力を身につけることを目的とした科目群です。

この科目群には基本科目の学修のほか、基本科目の授業を補いつつ、応用力の向上と知識の定着を図る「基本演習」、基本科目の授業で触れられなかった各論となるようなテーマについて取り上げ、法律基本科目の知識の幅を広げる「基本特殊講義」を配置しています。また、1・2年次に法律基本科目で学修した法理論と、2年次に実務基礎科目で学修した実務力を総合力に高めるため、3年次に公法・民法・刑法の総合科目を配置し、これらの科目の学修を通じて、多様な分野の法的知識の修得や法的思考力、法的分析・推論能力などを身につけることにより、総合的な問題解決能力を養います。

② 実務基礎科目

法律基本科目で学修した法理論を実務で活かす「智慧」へ昇華させるため、演習形式や実習形式を中心に展開される授業科目や実践・実習科目を配置することで、法的分析・推論能力、事実調査・事実認定能力、創造力・批判的検討能力などを育成するとともに、法曹としての倫理観を備えた専門的技能を身につけることを目的とした科目群です。

この科目群には“理論と実務の架け橋”となる要の科目として、実務家教員による実践的な授業を通じて理論を体験的に理解し、知識の定着を図る「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」、実務を遂行する法曹に必要な資質と高い倫理観を養成する「法曹倫理」をそれぞれ必修科目として配置しています。また、ロイヤリングやクリニックを通じて、実践力を身につけるとともに、実務法曹として必要となるコミュニケーション力や表現力、説得力を身につけます。

③ 基礎法学・隣接科目

「法社会学」「法制史」「アメリカ法」など、社会と法とのかかわり、法制度の成り立ち、外国の法律を学修することを通じて法を深く理解するための基礎法学と、「法と政治」「企業会計」など、法律学修の視野を学際的に広げる隣接科目の学修を通じて多元的・複眼的な法的思考力や国際感覚を身につけることを目的とした科目群です。

④ 展開・先端科目

法律基本科目の応用となる展開科目と社会的ニーズが高い法律を学ぶ先端科目の学修を通じて、より高度な専門性や多様な分野で活躍するための基礎力を身につけることを目的とした科目群です。

特に、本法科大学院の特色の一つである「渉外・企業法務」に精通した高度専門職業

人を養成するため、ビジネス・ロー関連の科目を多く配置しています。

(2) 授業方法の工夫・改善

- ① 講義科目では、ソクラテス・メソッドによる教授法を駆使して双方向・多方向型の授業を取り入れることで、着実に応用力を高め、知識の定着を図るとともに、教育内容と授業方法を工夫することで、学生の主体的学修に基づく問題解決能力を育成します。
- ② 授業改善のための組織的な取組と自己点検・評価活動を絶えず実施することにより、学修成果の向上を図り、修了生の質を確保します。

IV アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

法科大学院（法務研究科）は、将来の法曹となる人材の養成を主たる目的としています。

本学は、健全な倫理観と高い目的意識を有し、主体的に学ぶ意欲があり、自己の意見を明確に表現できる能力と、他者との相違を受け入れる柔軟性とのバランスが取れた人材を求めています。

入学者選抜の具体的な方針は以下のとおりです。

- ① 法科大学院制度の教育理念に則り、入学者選抜における、公平性、開放性、多様性を確保する。合格者の少なくとも約3割を大学法学部卒業以外の者及び社会人が占めるように選考する。
- ② 入学試験においては、法学既修者・法学未修者ともに、大学における学業成績（大学卒業生・同見込者）、経歴、志望理由書、その他任意提出書類等を審査し、評価するとともに、適性試験の成績によって基礎的な学力を測る。また、面接試験によって、コミュニケーション能力および資質等を評価する。
- ③ ②に加えて、法学未修者については小論文試験によって文章力、資料等の読解力および論理的思考の表現力を、法学既修者については法律科目試験による法的基礎学力を測り、総合的に評価する。